

各区局総務担当課長
工事関係局技術監理（管理）担当課長
各区土木事務所副所長

財政局公共施設・事業調整課担当課長

週休 2 日制確保適用工事（発注者指定）の実施に伴う請負代金額の補正について（通知）

横浜市週休 2 日制確保適用工事（発注者指定）実施要領第 7 条（請負代金額への反映）に定める補正係数については以下によるものとする。

1 土木積算体系を用いた工事

土木積算体系を用いた工事については、達成率に応じて、下表のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

達成率	100%	75%以上	50%以上
国土交通省通達※ の休日率	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

「土木工事標準単価」については、「4週8休以上」は「達成率100%」、「4週7休以上4週8休未満」は「達成率75%以上」、「4週6休以上4週7休未満」は「達成率50%以上」と読み替えて、補正を適用する。

2 建築積算体系を用いた工事

建築積算体系を用いた工事については、達成率に応じて、「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について」（国営積第 4 号令和 2 年 6 月 23 日）「2. 単価の補正方法等」を準用し、労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととな

る工事費の積算を行う。ただし、「4週8休以上」は「達成率100%」、「4週7休以上4週8休未満」は「達成率75%以上」、「4週6休以上4週7休未満」は「達成率50%以上」と読み替えるものとする。

3 港湾土木請負工事積算基準を適用した工事

港湾土木請負工事積算基準の間接工事費率を適用した工事の補正については、別に定める。

また、港湾土木請負工事積算基準以外の間接工事費率を適用した工事において、港湾土木請負工事積算基準の歩掛等を適用した場合、当該歩掛等の補正に関しては、別に定める。

4 適用期日

本通知は、令和3年1月1日以降に契約した工事名に（ゼロ市工事）を含む工事、及び令和3年4月1日以降に着手する全ての工事に適用します。